

東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書

年 月 日

久慈市長 様

(申告者)

住 所 _____

氏 名 (名称) _____

電 話 番 号 _____

地方税法附則第56条第10項及び第11項の規定（東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は、代替家屋に係る固定資産税の特例）の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

1. 代替資産の状況

納税義務者 (所有者)	住 所			
	氏 名 (名称)			
土地の所在	久慈市	地 積	m ²	
取得年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日	
共有名義の場合は、共有持分				
被災住宅用地の所有者との同居予定		<input type="checkbox"/> 同居予定である (関係:)		
家屋の所在	久慈市	床面積	m ²	
家屋番号		家屋の種類		
取得・改築年月日	年 月 日	家屋の構造		
取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他 ()			
共有名義の場合は、共有持分				
被災家屋の所有者との同居の状況		<input type="checkbox"/> 同居している (関係:)		
他市町村への申告の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (年 月 日 申告 市町村)			

2. 被災資産の状況

所 有 者	住 所			
	氏 名 (名称)			
土地の所在		地 積	m ²	
共有名義の場合は、共有持分				
家屋の所在				
家屋番号		家屋の種類		
床面積	m ²	家屋の構造		
処分の有無	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> その他 () 年 月 日 処分			
共有名義の場合は、共有持分				

備考

- 1 「代替資産」とは、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した家屋又はその敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得した家屋又は土地をいう。
- 2 「被災資産」とは、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した家屋又はその敷地の用に供されていた土地をいう。

◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災資産の所有者（被災資産が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災資産の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
- (4) 被災資産の所有者と同居している3親等内の親族

※震災時に借住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象になりません。

2 被災資産要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋及びその住宅用地であること。なお、ここでいう「損壊」とは家屋が著しく被害を受け、又は破損された状態をさし、窓ガラスや造作の部分的な破損・屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもので、軽微なものは含みません。

3 被災代替住宅用地及び被災代替家屋要件

- (1) 被災住宅用地又は被災家屋の代替資産として取得した土地又は家屋（原則として被災家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限り。）
- (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の家屋

4 取得期間

平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得された土地又は家屋。

◎ 添付書類

- 1 家屋が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類 ⇒ 「罹災証明書」（写）等
- 2 被災資産の平成23年度固定資産税の状況等を確認できる書類 ⇒ 「平成23年度固定資産名寄帳兼課税台帳」
- 3 代替資産の所有者が、被災資産の所有者の相続人又は被災資産の所有者と同居する3親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
 - (1) 相続人、又は1親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」（写）
 - (2) 被災資産の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」（写）・「住民票」（写）
 - (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類 ⇒ 「法人登記簿謄本」（写）

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災資産の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。